

労働者派遣事業に関する情報公開について

派遣労働者数（令和 5 年 11 月 1 日現在）	60 名
派遣先数（令和 5 年 11 月 1 日現在）	38 事業所
労働者派遣に関する料金の平均額（前事業年度）	14,289 円（1 日 8 時間あたりの額）
派遣労働者の賃金の額の平均額（前事業年度）	10,093 円（1 日 8 時間あたりの額）
マージン率	29.4%

■ マージン率に含まれるもの

- ・ 保険料 : 雇用主として負担する健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険
- ・ 福利厚生費 : 派遣労働者が取得する有給休暇、教育セミナー費用、健康診断料等
- ・ 会社運営費 : 営業担当者の人件費、オフィス賃料費、通信費等
- ・ 営業利益

教育訓練について

種類	対象者	方法	実施主体	1 人あたりの平均実施時間	労働者の費用負担
入職時訓練 (基本マナー 等)	派遣労働者 (新規)	OFF-JT (有給)	派遣元事業主	0.75	無
教育訓練 1 年 目 (感染症対策、リスクサ グメント、食物アレルギー-対応 等)	派遣労働者 (就業中)	OFF-JT (有給)	派遣元事業主	7.25	無
教育訓練 2 年目 (保育所と小学校の連 携、保育指針 等)	派遣労働者 (就業中)	OFF-JT (有給)	派遣元事業主	8	無
教育訓練 3 年目 (子供の発達と保育環 境、保護者支援 等)	派遣労働者 (就業中)	OFF-JT (有給)	派遣元事業主	8	無

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・ 労使協定を締結している。（協定書の有効期間終期 令和 7 年 3 月 31 日）
協定労働者の範囲は労使協定別表 1 の通りとする。

別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
			0年	10年	20年
1	保育士	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,169	1,718	2,140
2	幼稚園教諭 保育教諭	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,076	1,582	1,970
3	飲食物調 理従事者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	988	1,452	1,809
4	介護職員 (医療・福 祉施設等)	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,161	1,707	2,126
5	訪問介護 従業者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,204	1,770	2,205
6	看護師	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,438	2,114	2,633
7	准看護師	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,217	1,789	2,228
8	保健師	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,516	2,229	2,776

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値		
			0年	5年	10年
9	庶務・人事 事務員	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,309	1,766	1,924
10	その他の一般 事務従事者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,157	1,561	1,701
11	その他の保健 医療サービス 職業従事者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,023	1,380	1,504

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値	
			0年	5年
12	栄養士	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,092	1,473

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値	
			0年	10年
13	バス運転者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	988	1,333
14	他に分類され ない運搬・清 掃・包装等従 業者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,020	1,499
15	その他のサー ビス職業従事 者	通達に定める 賃金構造基本 統計調査	1,023	1,504

■キャリアコンサルティング相談窓口

担当者：吉田 カ斗（よしだ りきと）

連絡先：011-522-5097